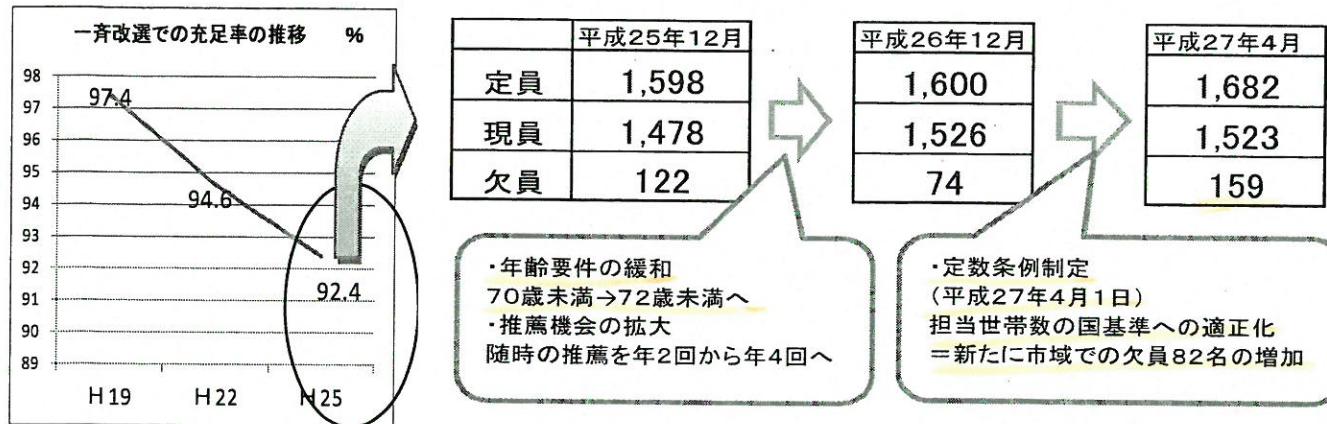


# 川崎市民生委員児童委員あり方検討委員会報告書について（概要）

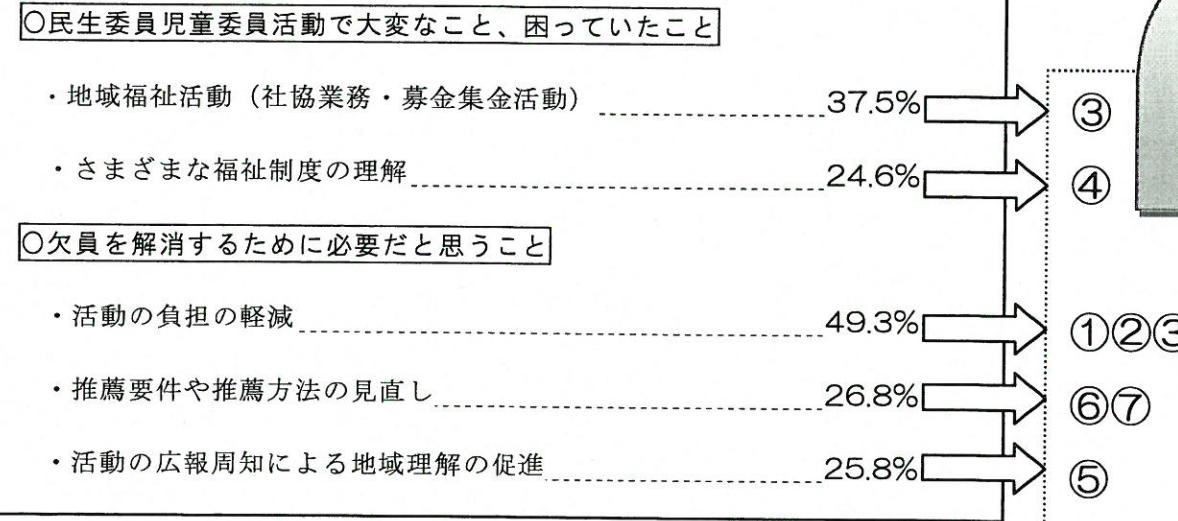


資料 1

## 平成25年度一斉改選後の欠員数の推移



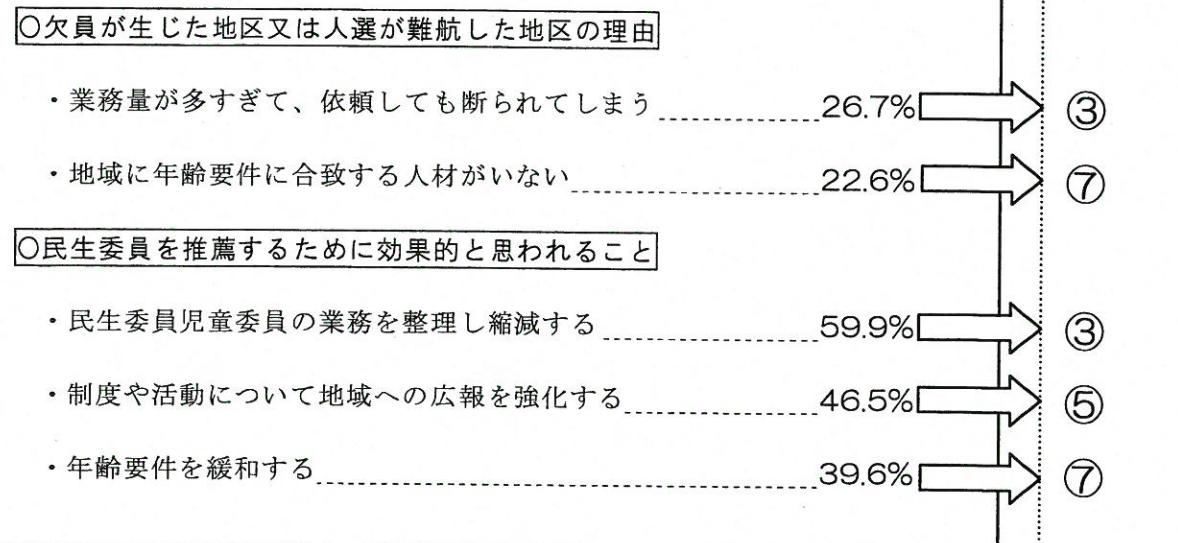
## 【民生委員児童委員へのアンケート調査結果（平成26年2月実施）から】



## 課題抽出

- ③
- ④
- ①②③
- ⑥⑦
- ⑤

## 【町内会・自治会へのアンケート調査結果（平成26年3月実施）から】



## 課題と対策

検討項目	現状と課題	対策
① 担当世帯数の適正化について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○既存地区の担当民生委員児童委員の欠員</li> <li>○定数条例制定により生じた82名の定数増に伴う地区の新設</li> </ul>	<p>市内全56地区民児協定例会等に参加し、対策について協議を行う。</p> <p>⇒欠員地区の理由確認し、解消に向けて町内会・社協等、地域の関係者と検討、調整、実施する。</p> <p>⇒担当世帯数データを提供し、地区の合併、分割や複数担当制などの欠員対策について検討、調整、実施する。</p>
② 民生委員児童委員活動への協力体制について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新たな民生委員児童委員の扱い手不足</li> <li>・欠員地区のカバーによるさらなる活動負担</li> <li>・複雑・多様化する地域福祉課題への対応の困難さ</li> <li>・活動件数の増加</li> </ul>	<p>⇒「地域福祉の推進員」として、既に導入されている「福祉協力員制度」事例を参考とともに、地域包括ケアシステムの推進を見据え、地域の特性を十分考慮し、地区社協及び地区民児協で地域に合った協力体制について協議する。</p>
③ 活動負担の軽減について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○複雑・多様化する地域福祉課題への支援の困難さに加え、民生委員児童委員活動以外の「負担感」の高まり</li> <li>・地域福祉活動（社協業務、募金活動）の負担が高い。</li> </ul>	<p>⇒地区社協活動における民生委員児童委員の参加・協力に関する実態把握と検討</p> <p>⇒民生委員児童委員への依頼事項の整理、マニュアル作成</p> <p>⇒民生委員児童委員に協力を依頼する場合のルールの徹底</p>
④ 効果的な研修の実施について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○さまざまな福祉制度の理解が困難</li> <li>・福祉制度や最新事例などの情報提供の充実を求める声があり、現行の研修の枠組み・内容では必ずしも対応しきれていない。</li> <li>・類似の研修が多くある。</li> </ul>	<p>⇒行政・社協・民児協のそれぞれの研修が重複しないように連携を図り、効果的な研修を実施する。</p> <p>⇒市民児協研修企画委員会へ行政職員が委員として参加する。</p>
⑤ 活動支援の充実について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○民生委員児童委員制度が地域住民に広く理解されるまでには至っていない。</li> <li>○民生委員児童委員協議会への積極的な支援が求められている。</li> </ul>	<p>⇒民生委員児童委員活動に対する理解促進のための広報の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市政だより等での活動紹介</li> <li>・広報リーフレットの作成</li> <li>・駅頭での広報等、様々な媒体の活用</li> <li>・ホームページの充実</li> </ul> <p>⇒民生委員制度創設100周年記念事業に対する支援の充実</p>
⑥ 推荐準備会（地区世話人会）のあり方について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地区世話人会の構成員に民生委員児童委員が入っていないため、候補者に活動内容を適切に説明できず、短期間での辞任に繋がるケースがある。</li> </ul>	<p>⇒地区民生委員児童委員協議会を委員区分に加える。</p> <p>【期待される効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区世話人会の場で活動についての説明が可能となる。</li> <li>・活動内容を理解・把握した上で就任することで、円滑な活動が期待される。</li> <li>・委員区分を拡大することにより、候補者に関する情報を広く収集できる。</li> </ul>
⑦ 推荐対象者拡大の取組みについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>○欠員地区の地区世話人会で町内会・自治会の委員割合が約70%を占めていた。</li> <li>○平成26年度の欠員地区79地区の内、23地区が原因として地域に年齢要件に合致する人材がいない」としていた。</li> </ul>	<p>⇒様々な委員区分から委員を選出するよう町内会・自治会等へ働きかける。</p> <p>⇒市職員退職者やPTA協議会等へ周知、協力依頼を行う。</p> <p>⇒年齢要件を他政令指定都市並みに一部緩和する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新任72歳未満 →原則72歳未満。ただし地域の実情により75歳未満。</li> <li>・再任75歳未満 →原則75歳未満。ただし地区民児協の要請がある場合は77歳未満。</li> </ul>

地域の民生委員が増えるは  
地域福祉の向上が図れる  
と考えている